

# 令和3年度 第1回環境審議会 次第

期日 令和3年5月21日（金）  
14時～  
会場 諏訪市役所大会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 自己紹介

## 4 第二次諏訪市環境基本計画の改定について（諮問）

## 5 環境基本計画の改定概要

（1）環境基本計画の概要及び環境審議会の役割 資料1

（2）環境基本計画改定方針 資料2

（3）環境基本計画改定スケジュール（予定） 資料3

## 6 審 議

（1）諏訪市環境と再生可能エネルギー発電等設備設置事業との調和に  
関する条例（仮称）の趣旨について 資料4

## 7 その他

## 8 閉 会

令和3年度 諏訪市環境審議会 委員名簿

(敬称略、順不同)

	団体名等	役職等	氏名	出欠	備考
1	一般社団法人長野県環境保全協会 諏訪支部	事務局	ヒラシマ ヤスヒト 平島 安人		
2	岡谷酸素株式会社 岡谷営業所LP ガス課	長野県省エネアド バイザー	カサイ ユウキ 河西 佑紀		
3	笠原環境経営	長野県温暖化防止 活動推進員	カサハラマサオ 笠原 雅男		
4	株式会社アップランド アップル ランドデリシア諏訪豊田店	店長	アキザト ジュンイチ 秋里 準一	欠	
5	霧ヶ峰自然環境保全協議会	座長	ツチダ カツヨシ 土田 勝義		
6	公益社団法人諏訪圏青年会議所	理事	キタハラ ユウジロウ 北原 悠二郎		
7	国立大学法人信州大学	教授	ミヤハラ ユウイチ 宮原 裕一		
8	小和田牧野農業協同組合	組合長	ミヤサカ タダヒコ 宮坂 忠彦		
9	下桑原牧野農業協同組合	組合長	フジワラ ヨシハル 藤原 芳春		
10	信州諏訪農業協同組合女性部	諏訪市ブロック長	ヤサキ マサコ 矢崎 正子	欠	
11	諏訪湖温泉旅館協同組合	理事長	イトウ カツユキ 伊東 克幸		
12	諏訪湖漁業協同組合	組合長	タケイ カオル 武居 薫	欠	
13	諏訪市衛生自治連合会	会長	コバヤシ サトシ 小林 佐敏		
14	諏訪市「くらし」から環境を考える 会	会長	サトウ エ 佐藤 よし江		
15	諏訪市保育園保護者会連合会	副会長	キムラ マホ 木村 真帆	欠	交代
16	諏訪商工会議所	専務理事	オオダマチヒコ 大館 道彦		
17	諏訪地域振興局環境課	課長	コレナガゴウ 是永 剛		
18	諏訪市小・中学校長会	会長	ヤジマ サクオウ 矢島 作朗		交代
19	諏訪市農業委員会	会長	コイズミ ユキシ 小泉 幸善		

## 環境基本計画の概要及び環境審議会の役割

### 1. 諏訪市環境基本計画とは

諏訪市環境基本条例第2条に規定する基本理念を踏まえ、同条例第7条に基づき、複雑で多様な環境問題に対応し、環境の保全に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として、平成14年3月に（第一次）諏訪市環境基本計画を策定した。

### 2. 第二次諏訪市環境基本計画について

（第一次）諏訪市環境基本計画策定後、計画期限の10年が経過すること、本市の環境行政を取り巻く情勢等が変化していること、および国や長野県の環境計画等との整合を図らなければならないこと、などから平成24年3月に改定を行い、現計画の第二次諏訪市環境基本計画を策定した。

### 3. 第二次諏訪市環境基本計画の概要

#### （1）計画期間

- ・平成24～令和3年度の10年間

#### （2）望ましい環境像

- ・うつくしい湖 あふれる緑 小鳥うたうまち  
文化の香り高く いきいきと やさしいまち

#### （3）構成

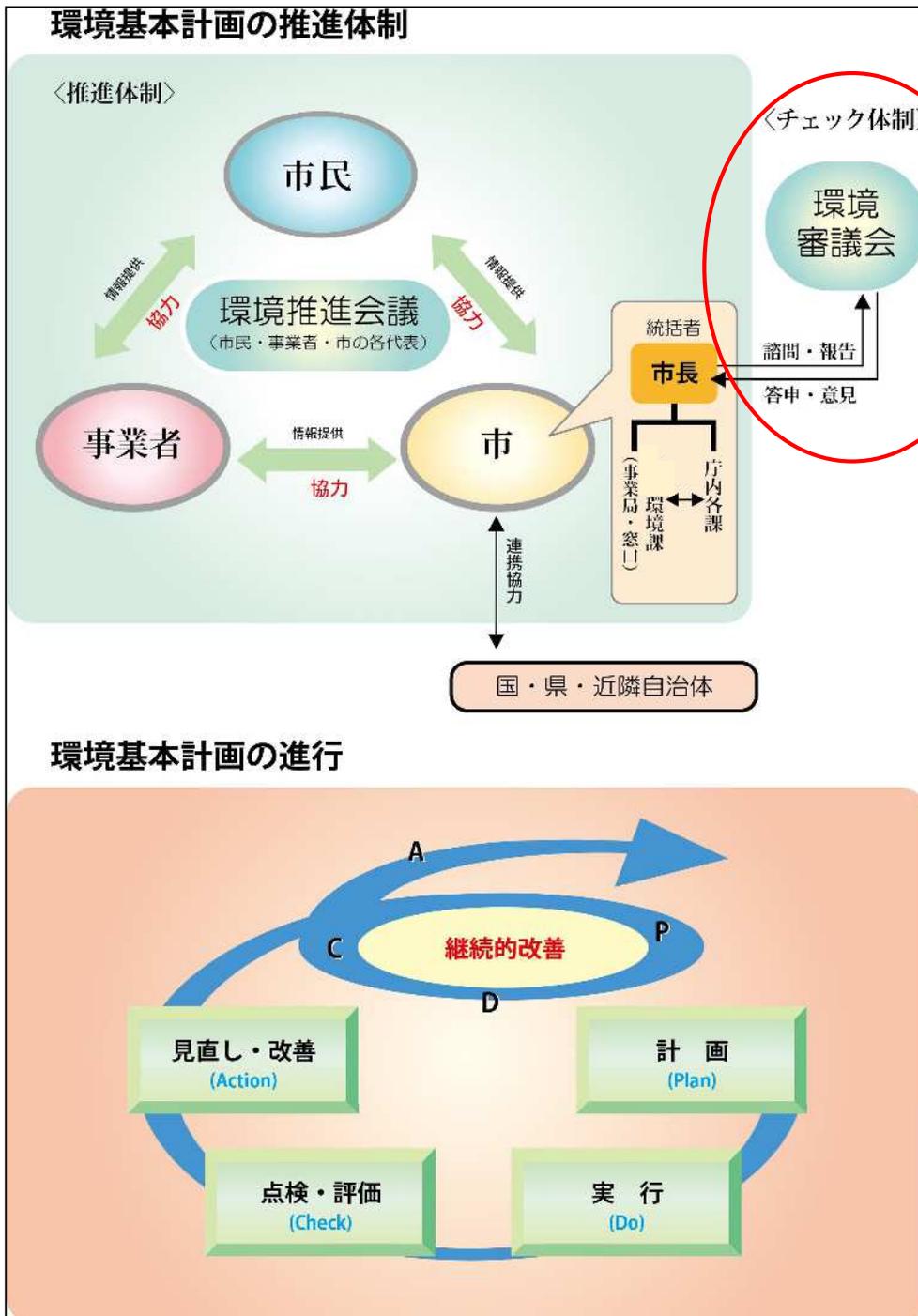
- ・6の基本目標、11の個別目標、各基本施策
- ・第二次諏訪市環境基本計画の改定にあたっては「地球温暖化」、「災害への備え」および「生物多様性」についての取り組みが新たに提起された。

#### （4）各主体に期待される役割

主体	期待される役割
市民（市民団体含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりが、できることから、自主的に行動します。</li> <li>・日常生活の中で、環境保全のための行動を実践します。</li> <li>・地域の環境を守る活動に参加します。</li> <li>・行政などが推進する環境施策・事業に積極的に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済活動の中に環境の視点を取り入れ、その活動を公開します。</li> <li>・事業活動の中で、環境保全のための行動を実践します。</li> <li>・行政などが推進する環境施策・事業や市民の取り組みに積極的に協力します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的に施策をおこなうための仕組みをつくりまします。</li> <li>・環境負荷の低減、環境保全のための事業を率先して実践します。</li> <li>・市民や事業者の取り組みへの支援や、近隣自治体や県・国と連携します。</li> <li>・市民や事業者の意志を尊重し、意見を反映させて市の施策に取り入れます。</li> </ul>

(5) 推進体制

- ・計画を策定して終わりではなく、策定後の計画に対する進捗状況の把握と推進がより重要なことから、環境推進会議（市民・事業者・市）を計画的に開催し、PDCAサイクル（計画=plan、実行=do、評価=check、改善=act）を実施する。
- ・環境審議会は、市長からの諮問に応じ、施策の修正、目標値の設定、行動指針の見直しなどについて確認をおこない、意見を述べる。また、市長から環境推進会議の報告（進捗状況や取り組み状況など）を受け、意見・提言を行う。
- ・環境推進会議は各主体（市民・事業者・市）の代表が参加し連携を取りながら計画を推進する組織である。



## 《参考 諏訪市環境基本条例（抜粋）》

第2条 環境の保全は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって持続されるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、すべてのものの適切な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
  - (2) 環境への配慮の指針
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、諏訪市環境審議会の意見を聴かなければならない。

第21条 環境基本法第44条の規定に基づき、諏訪市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて環境の保全に関する基本的事項並びに諏訪市自然環境保全条例に規定する事項及び自然環境の保全に関する重要事項等について調査審議するほか、当該事項について市長に意見を述べることができる。

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。

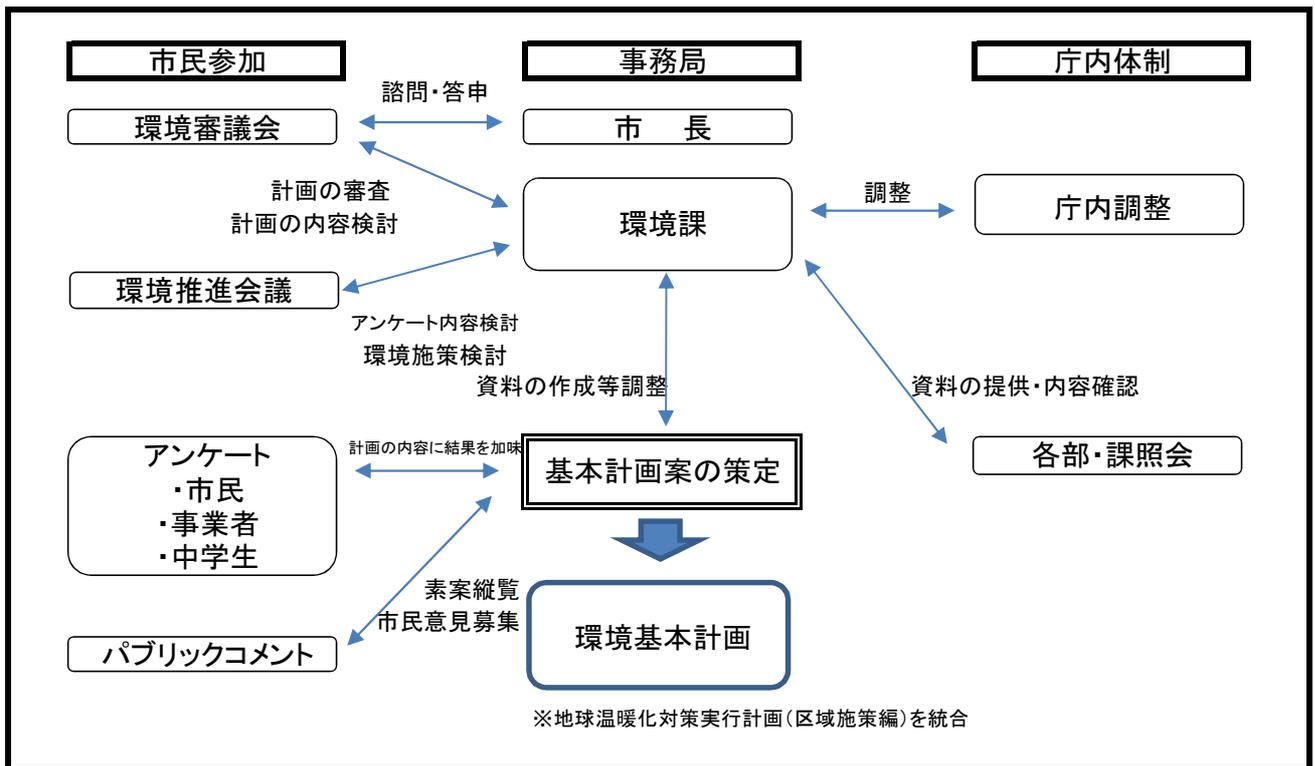
- 2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第23条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

## 環境基本計画 改定方針

- 【環境審議会】 市長より計画改定の諮問 → 答申
  - ・環境保全や環境基本計画に関する事項を専門的な見地から審議し、意見を述べる
  - ・諮問、アンケート内容の検討、環境施策の検討
  - ・計6回開催予定
  - ・基本目標ごとに計画をチェックし、最終案を市長に答申
  
- 【環境推進会議】
  - ・アンケート内容の検討
  - ・環境施策の検討
  - ・計6回開催予定
  
- 【庁内調整】
  - ・各部、課ごとに計画の内容について調整と意思決定を行う
  - ・各種資料の提供
  
- 【事務局】 環境課
  - ・意見のとりまとめ
  - ・資料の作成
  - ・素案・原案作成
  
- 【その他】
  - ・諏訪市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、計画期間が令和3年3月までとなっていたが、計画を1年延長し、第三次諏訪市環境基本計画に統合して改定を行う。



## 環境基本計画改定スケジュール(予定)

項目	5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月					
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬																		
<b>1. 市民・事業所・生徒アンケート調査</b>	●																																			
アンケート内容検討(推進会議・審議会)	◆																																			
アンケート内容修正							◆																													
発送→回収							◆																													
集計・結果まとめ										◆																										
<b>2. 審議会</b>																																				
委員委嘱・諮問	◆																																			
アンケート内容検討				◆																																
環境施策の検討・アンケート結果報告										◆																										
計画素案の審議													◆																							
パブリックコメント結果・計画案審議																			◆																	
定例																									◆											
<b>3. 環境推進会議</b>																																				
アンケート内容検討	◆																																			
環境施策たたき台の検討							◆																													
環境施策検討結果の発表及び検討										◆																										
策定状況進捗報告													◆																							
計画案の報告																									◆											
<b>4. パブリックコメント</b>																																				
素案縦覧																●			●																	
パブリックコメントを踏まえた計画案作成																						◆			◆											
<b>5. 市長への答申</b>																																				
<b>6. 議会報告</b>																																				
<b>7. 環境基本計画の公表</b>																																				

## 諏訪市環境と再生可能エネルギー発電等設備設置事業との 調和に関する条例（仮称）の趣旨について

### 1. 目的

市内における再生可能エネルギー発電等設備の新設、増設、改修に関して、設置区域及び周辺地域の生活環境や自然環境等の保全が将来にわたって持続されること、市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

### 2. 対象とする再生可能エネルギー

- ①太陽光発電
- ②風力発電
- ③水力発電
- ④地熱発電
- ⑤太陽熱
- ⑥大気中のその他の自然界に存する熱
- ⑦バイオマス

※エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令第4条（平成21年8月27日政令第222号）に規定するエネルギー源を使用するものをいう。

### 3. 対象者及び対象とする再生可能エネルギーの規模

対象者	個人、事業者
対象規模	<b>【発電施設】</b> 太陽光発電：10kW以上 ※建物の屋根又は屋上に設置する太陽光発電は除く その他の再エネ発電：10kW以上
	<b>【熱利用】</b> 太陽熱：100 m <sup>2</sup> 以上 その他の再エネ熱利用：100kW以上

### 4. 条例内容

届出制とし、申請者には以下の手続きを設けることとする。

- ・発電等設備の設置等（設置、変更、完了、廃止）に伴う届出
- ・設置区域予定地へ事業計画の標識を設置
- ・市との事前協議の義務付け
- ・地域住民等（関係区を含む）に対する説明会開催の義務付け

## 5. 抑制区域

市民の生命及び財産の保護、良好な景観形成や豊かな自然環境、市民の生活環境の保全を図るため、再生可能エネルギー発電等施設設置について、特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定する。

抑制区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
■ 土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
■ 砂防指定地 (砂防法)
■ 国定公園 (自然公園法)
■ 特別史跡、名勝若しくは特別天然記念物 (文化財保護法)
■ 保安林 (森林法)
■ 景観重点整備地区の地域 (諏訪市景観条例)

## 6. 違反事例等への対応

違反事例等への対応	
必要な措置を講ずる場合等の対応	■ 指導又は助言 ■ 勧告 ※指導又は助言に従わない場合
勧告に従わない場合の対応	■ 事業者の公表 ■ 国及び県への報告
弁明の機会	■ 勧告に従わない場合、弁明の機会を付与 ※正当な理由の場合に限り公表等を行わない